

宿泊約款

第1条（適用範囲）

1. 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとし、

第2条（宿泊契約の申し込み）

1. 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - ① 宿泊者名
 - ② 宿泊日及び到着予定時刻
 - ③ 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - ④ その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊中に第2条②の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込があったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定により料金の支払いの際に返還します。
3. 第2項の申込金を同項の規定のより当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

1. 第3条第2項の規定に関わらず、当施設は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が第3条第2項の申し込みの支払いを求めなかった場合及び当該申し込み金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

1. 当施設は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - ① 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
 - ② 満室により客室の余裕がないとき
 - ③ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公共の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - ④ 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - ⑤ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき

- ⑥ 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき
- ⑦ 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）である場合
- ⑧ 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
- ⑨ 宿泊しようとする者が法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- ⑩ 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- ⑪ 宿泊しようとする者が当施設もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合

第6条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、違約金規定に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当施設宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理する事があります。

第7条（当施設の契約解除権）

1. 当施設は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - ① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
 - ② 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき
 - ③ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - ④ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - ⑤ 消防設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき
2. 当施設は、宿泊客が次の事由に該当する場合、宿泊契約を解除するものとします。
 - ① 暴力団等反社会勢力
 - ② 暴力団員または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
 - ④ 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
 - ⑤ 当施設もしくはその従業員に対し、暴力的行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合
3. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当施設において次の事項を登録していただきます。
 - ① 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - ② その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が第11条の料金の支払いをクレジットカード等、通貨に変わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条（客室の利用時間）

1. 宿泊客が当施設の客室をご利用できる時間は、午後3時から翌日午後11時とします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は第1項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には当施設の規定による追加料金を申し受けます。

第10条（利用規則の厳守）

宿泊客は当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨又は当施設が認めた、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条（当施設の責任）

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は万一の火災などに対処するため、施設賠償責任保険に加入しております。

第13条（宿泊契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当施設は前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償金を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第14条（寄託物等の取り扱い）

1. 宿泊客がフロントにお預けになった品物又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設はその損害を賠償します。
2. 宿泊客が当施設内にお持ち込みになった品物又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の、故意又は過失により滅失、毀損などの損害が生じたときは、当施設はその損害を賠償します。ただし、宿泊客があらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、10万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

第15条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられている場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、場合によっては当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合においては前条第1項の規定に、前項の場合においては同条第2項の規定に準ずるものとします。

第16条（駐車場の責任）

宿泊客が当施設の駐車場を利用になる場合、車両のキーの寄託の有無にかかわらず、当施設は車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責に及びます。

第17条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。